

鹿 児 島 県 公 報

平成24年 9 月 21 日（金）第2840号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	示
○製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則（※）	（生活衛生課取扱い） 1
告 白	示
○有害な映画等の指定	（青少年男女共同参画課取扱い） 2
○有害な図書等の指定	（青少年男女共同参画課取扱い） 2
○保安林の指定施業要件の変更（3件）	（森づくり推進課取扱い） 3
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示	（森づくり推進課取扱い） 4
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（3件）	（森づくり推進課取扱い） 4
○肥料の登録事項の変更	（食の安全推進課取扱い） 5
○県営土地改良事業の計画の決定	（農地整備課取扱い） 6
○地籍調査の成果の認証	（農地建設課取扱い） 6
○公共測量の実施（2件）	（監理課取扱い） 6
○公共測量の終了	（監理課取扱い） 7
○道路の区域の変更	（道路維持課取扱い） 7
○道路の供用の開始	（道路維持課取扱い） 7
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（北薩地域振興局取扱い）	7
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（大島支庁取扱い） 8
公 告	告 白
○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告	（商工政策課取扱い） 8
○落札者等の公告（2件）	（交通指導課取扱い） 10
人 事 委 員 会 規 則	
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（※）	（職員課取扱い） 11
○委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（※）	（職員課取扱い） 11

規 則

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 9 月 21 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

鹿 児 島 県 規 則 第 56 号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和42年鹿児島県規則第35号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式添付書類1(2)中「に限る」を「（出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したもの）に限る」に改め、同様式添付書類1(3)を次のように改める。

(3) 旅券その他の身分を証する書類の写し（出入国管理及び難民認定法第19条の3各号

に掲げる者に限る。)

別記第2号様式添付書類2中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の製菓衛生師法施行細則別記第2号様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

鹿児島県告示第1057号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成24年9月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8156	平成24年 9月13日	映 画	熟女売ります	新東宝映画	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
8157			喪服妻と老人 昇天奥義	新日本映像		
8158			SEXファイル むさぼり肉体潜入	オーピー映画		
8159			激入 主人よりずっといい	新東宝映画		
8160			床屋の後家さん いじられ好き	新日本映像		
8161			いんび巫女 快感エロ修行	オーピー映画		
8162			奴隷 濡れた股間を開け	新東宝映画		
8163			温泉仲居妻 やらせっぱなし	新東宝映画		
8164			若未亡人 うるむ肉壺	オーピー映画		

鹿児島県告示第1058号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成24年9月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
24731	平成24年 9月13日	雑 誌	恋愛Revolutionラブレボ 10月号 19667-10	宙出版	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
24732			愛の体験スペシャルDX 10月号 11585-10	竹書房		
24733			恋愛LoveMAX 10月号 17744-10	秋田書店		
24734			miniパラ 10月号 08493-10	竹書房		
24735			Young Love Comic aya 10月号 18815-10	宙出版		
24736			恋愛天国パラダイス 10月号 09675-10	竹書房		
24737			無敵恋愛エスガール 10月号 08577-10	ぶんか社		
24738			マガジンビーボーイ 10月号 18355-10	リブレ出版		

24739		快楽天 10月号	13877-10	ワニマガジ ン社		
24740		月刊ビタミン 10月号	07653-10	竹書房		
24741		漫画ローレンス 10月号	18387-10	綜合図書		

鹿児島県告示第1059号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年9月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

肝属郡錦江町田代川原字椿ヶ迫4356番2，4359番から4362番まで，4364番2，4365番，4366番，字川前堀ノ瀬戸4369番，4369番1，字夫婦石4506番から4509番まで，4511番1，4511番2，4514番1，字都合山4678番，4682番，4683番1，4683番5，4683番6，字西ノ谷4891番，4892番1，4892番2，4893番1，4893番2，4903番，4905番，田代麓字岩塚4310番，4313番

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は，定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び錦江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1060号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により，次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年9月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

肝属郡錦江町田代川原字白桃前谷3937番1，田代麓字石ノワタセ3694番，字中久保3761番から3763番まで，3763番乙

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は，択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び錦江

町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第1061号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年9月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
肝属郡錦江町田代川原字平原1902番，1902番1，1906番，1907番1，字池ノ迫1911番1，1917番1，1924番2，字炭床岩淵2016番，2018番1，2018番7，字大塚4179番2，字猪鹿倉6522番3，田代麓字堀ノ瀬戸1033番3，1034番2，1035番2，1037番2，字森木ヶ迫2614番1，2614番2，字三本松5626番
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び錦江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1062号

平成24年8月7日鹿児島県告示第913号（以下「告示第913号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので，森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により，その通知の内容を錦江町役場に掲示するとともに，その要旨を告示する。

平成24年9月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 所在が不明な者の氏名
押越照
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
肝属郡錦江町田代麓字前尾4441番ロ
 - (2) 変更後の指定施業要件
告示第913号の変更後の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第1063号

平成24年8月3日鹿児島県告示第897号（以下「告示第897号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので，森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により，その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに，その要旨を告示する。

平成24年9月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 所在が不明な者の氏名
中川徳明，中川治夫，中川正治
- 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
曾於市財部町北俣字七負572番 1
- (2) 変更に係る指定施業要件
告示第897号の変更に係る指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第1064号

平成24年 8 月 3 日鹿児島県告示第898号（以下「告示第898号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年 9 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 所在が不明な者の氏名
坂口ハツエ
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
曾於市財部町北俣字内村2122番 3
 - (2) 変更後の指定施業要件
告示第898号の変更後の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第1065号

平成24年 8 月 3 日鹿児島県告示第900号（以下「告示第900号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大崎町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年 9 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 所在が不明な者の氏名
栢山英三
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
曾於郡大崎町持留字東278番 3, 281番
 - (2) 変更後の指定施業要件
告示第900号の変更後の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第1066号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第 1 項の規定により、次のとおり肥料の登録事項に変更があった旨の届出があった。

平成24年 9 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者		変更の内容			変更年月日
			氏名又は名称	住所	変更事項	変更前	変更後	
鹿児島県肥第1139号	混合有機質肥料	精農特1号大地	九州昭和産業株式会社	志布志市志布志3309番地	代表者の氏名	代表取締役 永田啓二	代表取締役 不破恒昭	平成24年 6月28日
鹿児島県肥第1237号	混合有機質肥料	マルニ有機肥	九州昭和産業株式会社	志布志市志布志	代表者の氏名	代表取締役 永田啓二	代表取締役 不破恒昭	平成24年 6月28日

鹿児島 県肥第 1252号	配合肥 料	灰合肥 料	九州昭和 産業株式 会社	3309番地 志布志市 志布志町 志布志 3309番地	代表者 の氏名	代表取締役 永田啓二	代表取締役 不破恒昭	平成24年 6月28日
鹿児島 県肥第 1264号	副産植 物質肥 料	スーパ ーアミ ノスタ ー	九州昭和 産業株式 会社	志布志市 志布志町 志布志 3309番地	代表者 の氏名	代表取締役 永田啓二	代表取締役 不破恒昭	平成24年 6月28日
鹿児島 県肥第 1289号	なたね 油かす 及びそ の粉末	粒状な たね油 かす	九州昭和 産業株式 会社	志布志市 志布志町 志布志 3309番地	代表者 の氏名	代表取締役 永田啓二	代表取締役 不破恒昭	平成24年 6月28日

鹿児島県告示第1067号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（農業用排水施設整備，農道整備及び区画整理）垂水地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年9月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年9月24日から同年10月22日まで
- 3 縦覧場所
垂水市役所農林課

鹿児島県告示第1068号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

平成24年9月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鹿児島市	平成22年9月21日から 平成23年11月14日まで	地籍図及び地籍簿	鹿児島市城山一丁目、城山二丁目、西伊敷四丁目、西伊敷六丁目、西伊敷七丁目、伊敷町及び岡之原町の各一部	平成24年 9月11日

鹿児島県告示第1069号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、熊毛支庁長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年9月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成24年8月15日から平成25年3月15日まで
- 3 作業の地域 西之表市国上及び古田の各地内

鹿児島県告示第1070号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、始良・伊佐地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年9月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成24年9月4日から平成25年3月15日まで
- 3 作業の地域 霧島市福山町佳例川地内

鹿児島県告示第1071号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州農政局徳之島用水農業水利事業所長から平成24年7月27日鹿児島県告示第882号で告示した公共測量の実施は、平成24年9月1日終了した旨の通知があった。

平成24年9月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1072号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成24年9月21日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
				前	後	前	後
県道	与論島循環線	大島郡与論町大字茶花字辻宮978番2地先から963番3地先まで	前	6.0	7.6	16.5	
			後	10.8	11.3	16.5	

鹿児島県告示第1073号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成24年9月21日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	与論島循環線	大島郡与論町大字茶花字辻宮978番2地先から963番3地先まで	平成24年9月21日

北薩地域振興局告示第36号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年9月21日

北薩地域振興局長 前田哲志

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ホームヘルパー こころ	薩摩郡さつま町 船木34番地	医療法人博仁会	薩摩郡さつま町 船木34番地	新門 弘人	平成24年 9月30日	居宅介護 ・重度訪 問介護

大島支庁告示第31号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年9月21日

大島支庁長 伊喜功

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ほーらさヘルパ 一事業所	大島郡喜界町赤 連2524いろは2 号室	合同会社万事屋 手伝人	大島郡喜界町大 字湾1587番地2	徳 成寿	平成24年 9月1日	居宅介護 ・重度訪 問介護・ 同行援護

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成24年9月21日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成24年9月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
D I Yホームセンターハンズマン宇宿店本館・建材館
鹿児島市宇宿二丁目450番139 外33筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成24年4月9日
- 3 意見の概要
 - (1) 交通関係について
 - ア 従業員や店舗利用者へも公共交通機関の利用周知に努めること。
 - イ 工事中、開店後において、周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すとともに、良好な生活環境の保持についても十分な対策を講じるよう努めること。
 - (2) 駐車場について
 - ア 身障者用駐車場設置数については、鹿児島県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに基づき、8台以上確保するよう努めること。
 - イ 道路の路面外に設置され、駐車のために供する部分が500㎡以上の誰でも自由に利用できる駐車場については、構造及び設備について駐車場法第11条に定める技術的基準の適用を受ける。店舗利用者用の駐車場である場合でも、専用駐車場であるとの明示をすることに加え、管理人等が一般の利用を排除しているなど、厳密に当該建物の利用者のみ利用に限定されている場合以外は、専用駐車場とはみなされない。本件駐車場についても、専用駐車場としての措置を行わない場合には、駐車場法における技術的基準の適

用を受けることになるので、十分留意すること。

ウ 当該駐車場を都市計画区域内に設置し、駐車料金を徴収する場合は、駐車場法第12条により駐車場の設置や変更等を鹿児島市長に届け出ることが必要となるので、十分留意すること。

エ 駐車場法施行令においては、原則として、「前面道路が2以上ある場合においては、自動車の出口、入口は、その前面道路のうち、自動車交通に支障の及ぼすおそれの少ない道路に設けなければならない。」となっている。駐車場法の適用を受ける場合においては、出入口の設置について、公安委員会との協議を十分に行うこと。

オ 専用駐車場としての措置を行う場合にも、駐車場の出入口については、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づき、駐車場法に定める構造及び設備の基準に即したものとすよう努めること。

カ 駐輪場、自動二輪駐輪場について、適切な管理を行うこと。

キ 施設の入口付近などに駐輪場、自動二輪駐輪場の案内看板等を設置し、利用者への周知を図ること。

ク 駐輪場、自動二輪駐輪場については、防護柵、車止め等を設置するなど、自動車の駐車区画と明確に区別して利用者の安全性の確保を図ること。

ケ 駐輪場28台、自動二輪駐輪場1台が確保されているが、利用車両が収容できない場合には、別途確保すること。

コ 従業員、パート、アルバイト用の専用の駐車場を、別途、確保すること。

(3) 建物について

ア 当計画地は、工業地域に指定されていることから、建築物の建築に際しては、建築基準法などの関係法令等を遵守すること。

イ 本市景観条例に定める一定規模を超える建築物の建築、色彩の変更等を行う場合は、着工する30日前までに、景観法に基づく景観計画区域内行為届出を行い、景観計画に定めた景観形成基準を遵守すること。また、屋外広告物については、本市屋外広告物条例を遵守するとともに、景観に配慮したものとすること。

(4) 環境保全（騒音・廃棄物等）について

ア 大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法及び鹿児島市環境保全条例に基づく特定施設を設置する場合は事前に届出を行い、規制基準を遵守すること。なお、設置の際には付近の状況に配慮し、適切な設置場所を選定すること。

イ 看板、書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。

ウ 荷さばき作業の時間帯や、配送車・廃棄物収集車等の通行経路・時間帯を考慮し、騒音、振動などで周辺住民・事業所に迷惑をかけないこと。

エ 開発区域の周辺住民・事業者に対して、事前に工事・予定建築物等を十分説明するとともに開発中及び開発後において、苦情の申し立てがあったときは誠意をもって対処すること。

オ 廃棄物の適正な処理を行うとともに、一般廃棄物と産業廃棄物の区分、分別の徹底、資源化の推進を図ること。また、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬、処分の委託にあたっては、それぞれの収集運搬業、処分業の許可を取得しているか確認をして委託すること。

カ 廃棄物の収集車両への積込みについては、深夜・早朝の時間帯を避けるなど、騒音・振動等に関して周辺環境への配慮を行うこと。

キ 廃棄物の保管や収集に伴う悪臭の発生、汚水の外部への流出などがないように留意すること。

ク 3R（リデュース（ごみの発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））に取り組むとともに、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する場合（1か月に平均500kg以上）は、一般廃棄物の減量に関する計画を作成すること。

ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に行うこと。

(5) その他について

ア 所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住

民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、安全確保のために必要な措置を講ずること。また、従業員に、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を習得させるよう努めること。

イ 計画の見直し等に伴い、土地の区画形質の変更を行う場合には、開発許可が必要となる場合があるため、計画図を持参の上、本市土地利用調整課に事前に相談すること。また、土地の賃借権の設定が権利金を伴うものである場合には、国土利用計画法の届出が必要となるため、契約締結日から起算して2週間以内に当課に届出を行うこと。

落札者等の公告

放置車両確認事務の委託に係る総合評価一般競争入札による落札者を次のとおり決定した。
平成24年9月21日

鹿児島県警察本部長 杉山芳朗

- 1 落札に係る役務の名称
鹿児島中央警察署放置車両確認事務委託事業
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
鹿児島県警察本部警務部会計課
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年8月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社セノン
東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
- 5 落札金額
30,240,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成24年6月15日

落札者等の公告

放置車両確認事務の委託に係る総合評価一般競争入札による落札者を次のとおり決定した。
平成24年9月21日

鹿児島県警察本部長 杉山芳朗

- 1 落札に係る役務の名称
鹿児島西・鹿児島南警察署放置車両確認事務委託事業
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
鹿児島県警察本部警務部会計課
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年8月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
南国警備株式会社
鹿児島市堀江町13番8号
- 5 落札金額
26,308,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成24年6月15日

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 9 月 21 日

鹿児島県人事委員会委員長 上園淳

鹿児島県人事委員会規則第 4 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中

保健所	所長	」を に改
保健所 難病相談・支援センター	所長（常勤の者に限る。） 副所長	

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 9 月 21 日

鹿児島県人事委員会委員長 上園淳

鹿児島県人事委員会規則第 5 号

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表いちき串木野市の部本庁の款市長部局の項中「人事係長 人事担当の主事」を「人事係長」に改め、同表さつま町の部出先機関の款支所の項中「支所長 総務係長」を「支所長」に改め、同表錦江町の部本庁の款選挙管理委員会事務局の項中「書記長」を「事務局長」に改め、同表南大隅町の部本庁の款町長部局の項中「総務課長補佐」を「総務課主幹（人事管理担当の者に限る。）」に改め、同表南種子町の部本庁の款町長部局の項中「総務課長補佐 行財政改革担当補佐」を「総務課長補佐」に改め、同表始良郡西部衛生処理組合の部及び奄美自治会館管理組合の部を削り、同表種子島地区広域事務組合の部中「事務局長 事務局総括次長」を「事務局長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。